



JASDAQ

2021年5月31日

各 位

会 社 名 株式会社テリロジー
代表者名 代表取締役社長 阿部昭彦
(コード番号 3356 東証 JASDAQ 市場)
問 合 せ 先
役職・氏名 執行役員経営管理部長 廣谷 慎吾
電 話 03-3237-3291

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する 報酬等の額及び具体的な内容決定に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2021年6月22日開催予定の第32回定時株主総会におきまして、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容について以下の承認を求める議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社では、取締役の報酬等の額につき、2004年6月24日開催の第15回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること及び、2019年6月21日開催の第30回定時株主総会において、上記金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。以下、同様。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして、年額5百万円以内で付与することをご承認いただき今日に至っております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等の施行に伴い株式報酬型ストック・オプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、既に決議済みの取締役の報酬等の額の上限である年額120百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠にて、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額10百万円以内で付与すること及び同株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容及び一部条件の見直しについて、ご承認いただきたく存じます。なお、本件ストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることといたします。また、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は2名となります。

本議案におけるストック・オプションの具体的な内容は、2019年6月21日開催の株主総会において決議された内容について、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）で明確化された要件に従い補充するとともに、当社の中期経営計画の達成や中長期的な企業価値向上への貢献に対する意欲や士気をより一層高める観点から、その上限枠を見直しするものであり、その内容は相当なものであると考えております。

1. スtock・オプションとしての新株予約権の割り当てを相当とする理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役に対してストック・オプションを付与することについてご承認をお願いするとともに、株式報酬型ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであり、その内容は相当なものであると考えております。

2. 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は140個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は14,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の①、②、若しくは③の議案につき株主総会(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会)の決議がなされた場合、又は上記(7)の行使条件に係る定め等により新株予約権の行使が認められない場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(9) その他の新株予約権の募集事項

上記(1)から(8)の細目および新株予約権に関するその他内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上